（周辺環境整備課の所掌事務）

第十八条　［略］

2　南関東防衛局の周辺環境整備課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

3　［略］

（管理部に置く課）

第三十二条　管理部に、次に掲げる課を置く。

業務課

施設補償課（北海道防衛局、北関東防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

施設補償第一課（南関東防衛局に限る。）

施設補償第二課（南関東防衛局に限る。）

施設管理課

施設取得課（近畿中部防衛局及び沖縄防衛局を除く。）

施設取得補償課（近畿中部防衛局に限る。）

施設取得第一課（沖縄防衛局に限る。）

施設取得第二課（沖縄防衛局に限る。）

施設取得第三課（沖縄防衛局に限る。）

返還対策課（沖縄防衛局に限る。）

（業務課の所掌事務）

第三十三条　［略］

2　北関東防衛局の業務課は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

三　［略］

3・4　［略］

（施設補償課の所掌事務）

第三十四条　［略］

2　北関東防衛局の施設補償課は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第二十二条第一項各号に掲げる事務

二　第二十四条第一項第二号に掲げる事務

3　沖縄防衛局の施設補償課は、第一項の規定にかかわらず、第二十二条第一項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

附　則

（北海道防衛局等の企画部周辺環境整備課の所掌事務の特例）

第十二条　北海道防衛局、東北防衛局、北関東防衛局、近畿中部防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の企画部周辺環境整備課は、第十八条に規定する事務のほか、前条に規定する事務をつかさどる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（周辺環境整備課の所掌事務）

第十八条　［同上］

2　北関東防衛局及び南関東防衛局の周辺環境整備課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

3　［同上］

（管理部に置く課）

第三十二条　［同上］

業務課

施設補償課（北海道防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

施設補償第一課（南関東防衛局に限る。）

施設補償第二課（南関東防衛局に限る。）

施設管理課

施設取得課（近畿中部防衛局及び沖縄防衛局を除く。）

施設取得補償課（近畿中部防衛局に限る。）

施設取得第一課（沖縄防衛局に限る。）

施設取得第二課（沖縄防衛局に限る。）

施設取得第三課（沖縄防衛局に限る。）

返還対策課（沖縄防衛局に限る。）

（業務課の所掌事務）

第三十三条　［同上］

2　［同上］

一・二　［同上］

三　第二十二条第一項各号に掲げる事務

四　第二十四条第一項第二号に掲げる事務

五　［同上］

3・4　［同上］

（施設補償課の所掌事務）

第三十四条　［同上］

［項を加える。］

2　沖縄防衛局の施設補償課は、前項の規定にかかわらず、第二十二条第一項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

附　則

（北海道防衛局等の企画部周辺環境整備課の所掌事務の特例）

第十二条　北海道防衛局、東北防衛局、近畿中部防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の企画部周辺環境整備課は、第十八条に規定する事務のほか、前条に規定する事務をつかさどる。